

議案第 8 1 号

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する
協議について

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により阪南市及び泉南市と協議することにつき、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約のうち、庶務の担当を令和 7 年度より阪南市から泉南市に変更することについて阪南市及び泉南市と協議するにあたり、議会の議決を求めるものです。

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（案）

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成18年岬町告示第53号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「阪南市長」を「泉南市長」に改め、同条第2項中「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第6条第2項中「泉南市」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に改める。

第7条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第8条中「阪南市長」を「泉南市長」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第9条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第10条第1項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「阪南市」に改め、同条第2項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第11条及び第12条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

附則第3項中「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成28年岬町告示第3号）」を「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（令和7年岬町告示第号）」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 泉南市文書規定（令和6年泉南市訓令第4号）

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表

○阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成18年岬町告示第53号）

新	旧
第1条～第4条（略） （委員の任命方法） 第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>泉南市</u>市長が任命する。 2 委員に欠員を生じたときは、<u>泉南市</u>市長は、速やかに、その旨を<u>阪南市</u>市長及び岬町長に通知し、前項の例により任命するものとする。 （負担金） 第6条（略） 2 <u>阪南市</u>及び岬町は、前項の規定による負担金を<u>泉南市</u>に交付しなければならない。 3 （略） （予算） 第7条 審査会に関する<u>泉南市</u>の予算は一般会計とする。 （決算報告） 第8条 <u>泉南市</u>市長は、審査会に関する決算を<u>泉南市</u>議会の認定に付したときは、当該決算を<u>阪南市</u>市長及び岬町長に報告しなければならない。 （事務に関する条例、規則その他の規程） 第9条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>泉南市</u>の例による。 （委員に関する条例、規則その他の規程） 第10条 <u>泉南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>阪南市</u>及び岬町と協議しなければならない。 2 前項の規程により<u>泉南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃し	第1条～第4条（略） （委員の任命方法） 第5条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>阪南市</u>市長が任命する。 2 委員に欠員を生じたときは、<u>阪南市</u>市長は、速やかに、その旨を<u>泉南市</u>市長及び岬町長に通知し、前項の例により任命するものとする。 （負担金） 第6条（略） 2 <u>泉南市</u>及び岬町は、前項の規定による負担金を<u>阪南市</u>に交付しなければならない。 3 （略） （予算） 第7条 審査会に関する<u>阪南市</u>の予算は一般会計とする。 （決算報告） 第8条 <u>阪南市</u>市長は、審査会に関する決算を<u>阪南市</u>議会の認定に付したときは、当該決算を<u>泉南市</u>市長及び岬町長に報告しなければならない。 （事務に関する条例、規則その他の規程） 第9条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>阪南市</u>の例による。 （委員に関する条例、規則その他の規程） 第10条 <u>阪南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>泉南市</u>及び岬町と協議しなければならない。 2 前項の規程により<u>阪南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃し

たときは、<u>阪南市長及び岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しななければならない。 (庶務) 第11条 審査会の庶務は、<u>泉南市</u>において行う。 (規則への委任) 第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、審査会の運営に必要なる事項は、<u>泉南市</u>の規則で定める。 第13条 (略) 附 則 1～2 (略) 3 阪南市長及び岬町長は、<u>阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(令和7年岬町告示第 号)</u>の施行の際現に効力を有する泉南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>泉南市民書規程(令和6年泉南市訓令第4号)</u> (8) (略) 4 (略) 以下 (略)	たときは、<u>泉南市長及び岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しななければならない。 (庶務) 第11条 審査会の庶務は、<u>阪南市</u>において行う。 (規則への委任) 第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、審査会の運営に必要なる事項は、<u>阪南市</u>の規則で定める。 第13条 (略) 附 則 1～2 (略) 3 阪南市長及び岬町長は、<u>阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(平成28年岬町告示第3号)</u>の施行の際現に効力を有する泉南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>泉南市民書規程(平成31年泉南市訓令第2号)</u> (8) (略) 4 (略) 以下 (略)
--	--